

嬭恋村農業委員会総会議事録(第13回)

- (1) 開催日時 令和3年7月12日(月)開会:午後1時30分閉会:午後2時45分
開催場所:役場2階第一会議室
- (2) 主席委員の議席番号および氏名(農業委員16名)
農業委員
1.干川初枝 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次
8.黒岩純一 9.干川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ
14.黒岩広司 15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 2.関喜吉
- (4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 土屋政彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星
- (5)提出された議案
第1号議案 あっせんの成立について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第5号議案 非農地の決定について
第6号議案 各種証明願について
第7号議案 その他

(6)会議の概要

事務局 ただいまより嬭恋村農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は16名です。嬭恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告により始めさせていただきます。会長よろしくお願ひいたします。

会長 みなさんこんにちは、毎日忙しい中ご出席いただきありがとうございます。毎日暑い日が続いておりますが、雷雨が発生するなど今年は天候不順で全国でも災害が発生するなどの状況になっており、いつこのような状況になるか予測できない状況であります。注意しなければと思います。また、嬭恋村も台風19号の災害で国道の復旧がまだ完了していない状況であり、新たな台風の被害発生など起きないように祈るばかりです。

それでは、ただ今より農業委員会を開会いたします。

続きまして、嬭恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第9番号委員干川洋一委員、第10番号委員市場俊喜委員にお願ひいたします。

事務局 会長が議長に就任し、進めさせていただきます。

議 長 それでは協議事項に入りたいと思います。第1号議案「あっせんの成立について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「あっせんの成立について1件、案件朗読後説明」
1 番号 売買単価499円/㎡あたり。一部耕作条件不利地あり。

議 長 第1号議案の1番号ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

7番委員 先程、事務局より説明がありましたとおりです。相続で本人は村外におり耕作出来ないとのことです。今まで借り受けて耕作していた人が購入するので問題はないと思います。売買価格が若干安いですが、農地の奥側に耕地条件が悪い農地部分がありますので、この価格になりました。よろしくお願います。

議 長 その他の委員の意見ありますか。無いようでしたらあっせんの成立に1番号については成立をしたと決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号あっせんの成立について 1 番号につきましては、成立をしたと決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】事務局説明
1 番号 あっせんの成立による所有権移転

議長 1番号の関係ですが、先程のあっせんの成立による申請ですので、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。議案第 2 号「農地法 3 条の規定による許可申請」につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「農地法第4条の規程による許可申請について」】1件説明
1 番号倉庫・車庫・物置・住宅用地・駐車場・進入路・山林用地(2 種農地)
始末書有り(追認案件)

事務局 こちらにつきましては、申請内容が複雑になりますので土地利用計画図をご覧ください。便宜上 ABCDのようにふってありますが、同じ筆になります。農地区分は2種農地です。
昭和30年頃から倉庫・車庫・物置・住宅・駐車場・進入路・山林用地として農地法違反と知らずにそれぞれ建築してしまったとの事であり、このたび、農地法違反が発覚しましたので始末書を添付し申請します。こちらは追認案件になります。

議 長 1番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

15番委員 場所は、小学校の手前を左側に入っていた所になります。始末書も添付されておりますので問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第3号農地法第4条の規定による許可申請については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第4号「農地法第5条の規程による許可申請について」】2件説明

1番号 上信線鉄塔建替工事に係る工事用地(農振及び2種農地)(一時転用)

2番号 作業場用地(2種農地)

事務局 1番号は、上信線鉄塔建替工事に係る工事用地の許可申請であります。農地区分は農振農用地1カ所と2種農地2カ所です。本来ですと農振農用地は転用の許可はできませんが、不許可の例外規定であります一時的な転用になります。上信線の鉄塔建替工事に伴う工事用地ですので転用はやむを得ないと判断しました。2番号は2種農地で昭和48年に近所同士で空いている土地を利用すれば良い程度の軽い口約束で行ったものであります。始末書添付の追認案件です。

議 長 1番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

15番委員 7/7に地元委員と事務局4名で現地確認をしました。場所ですが、1カ所目は大笹地区の吹上の2つ目の集荷場100m程手前です。もう1箇所は五文路から進んだ所に神社がありそこから100m程進んだ所です。一時転用ですので問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について1番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請1番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、2番号の、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

15番委員 これは、先程の4条申請の一角です。場所は、小学校の東側です。事務局の説明通り問題ないと思います。

議 長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について2番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請2番号については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の決定について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 **【議案第5号「非農地の決定について」1件、案件朗読後説明】**
当該土地は山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。

議 長 どなたか関係委員のご意見ございますか。

5番委員 7/5に現地確認をしました。場所は____運輸の先です。何十年も前から山林化していました。仕方ないと思いますのでよろしく願いいたします。

議 長 その他の委員のご意見ございますか。無いようでしたら第5号議案「非農地の決定について」は非農地ということで決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号「非農地の決定については」非農地として決定いたします。

議 長 続きまして、第6号議案「各種証明願について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第6号議案「各種証明願について」】
「現況証明願」 今井地区 1 件
「公売農地の買受適格証明願」 今井地区 1 件

議 長 どなたか意見ございますか。

9 番委員 申請人は開拓入植 2 代目の農家後継者であります。先代より聞いた話では、農地法施行以前より申請地に建築してあった住宅を買受けたとの事であり、それ以降物置・住宅・倉庫を建築しており、現況証明願については申請通り証明をしても問題ないと考えます。

議 長 質問がなければ、お諮りします。議案第6号の「現況証明願」は問題なしとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第6号議案「現況証明願」】は問題なしとして決定いたします。続きまして、2 番号の関係ですが、関係委員の説明をお願いします。

9 番委員 申請人は 20 年くらい前に当該土地周辺を買い受け、耕作しておりましたが、今回土地改良事業を行うにあたり調査した結果、農地の一部に無地番が存在することがわかりました。今回、競売に参加するにあたり、適格証明を願いたいとの事です。問題ないと思います。

議 長 質問がなければ、お諮りします。議案第6号の「公売農地の買受適格証明願」は適格と決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第6号議案「買受適格証明願」】は問題なしとして決定いたします。続きまして、第7号議案「その他」の関係ですが、事務局より報告をお願いします。

事務局 【議案第7号「その他」】
報告1 農地法関係許可証明願について 1件
報告2 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 2件
報告3 農地法第18条第6項の規定による届出書 1件
報告4 農地転用許可後の事業完了報告について 1件
報告5 制限除外の農地等の移動届出書 1件

報告6 農地法関係許可申請等取下願について 1件

議長 第7号議案その他の報告をいただきました。
その他ですが、今回、群馬県農業会議よりタブレットを試験的に10台借り受けたので研修をした
と思います。セッティングがありますので、10分休憩の後、少し研修したいと思います。議会で
は、今年から議員一人一人にタブレットが配られたようです。当面は紙の議案書とタブレットの併
用で進めていくようですが、農業委員会も来年度より試行していきたいとのことです。では、少し
休憩します。

(休憩)

事務局 では、よろしいでしょうか。現在タブレットにはZOOMの画面が出ているかと思います。今回は、
それぞれがタブレットを操作するのではなく、事務局が操作している議案書のPDF画面がタブ
レット上に写し出されておりますので、そのPDF画面をご覧頂きながら事務局の方で議案書を
読み上げます。今日は、その説明を聞いていただければと思います。よろしく申し上げます。

(それぞれ画面を確認し、研修した)

議長 ありがとうございます。次回は、8月10日午後1時30分から大前の活性化センターで行います
のでよろしくお願いいたします。本日の協議事項は全て終了しました。他に無いようでしたら以上で
定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後2時45分閉会

議長

(西窪 充夫) 西窪 充夫

議事録署名人

第9番委員

(千川 洋一) 千川 洋一

第10番委員

(市場 俊喜) 市場 俊喜